



わたしと憲法 第12話

“憲法にも税金の 使い道が示されている”



北医療生協 監事
戸谷 隆夫

憲法は、税金の使い道についても「公共の福祉」に使うことを求め、徴収についても能力に応じて負担することを求めています。この原則を担保するのが国会の予算審議であり税法の制定です。今、「特定秘密保護法」で防衛装備もその調達も「特定秘密」にされれば、国会の行政に対する牽制機能も国政調査権の行使も制限されるものとなってしまいます。予算審議において支出の透明性が「特定秘密」の指定によって制限されるとすれば近代法の原則のひとつであり、日本国憲法にも引き継がれている租税法律主義は形骸化されることになります。私は戦費調達の片棒は担ぎたくない。だから、改憲の企てに反対します。

